



長野県報

3月25日(月)
平成31年
(2019年)
第3061号

目 次

告 示

長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出(会計課) 1

公 告

随意契約の相手方の決定(情報政策課) 2

都市計画事業の事業計画の変更認可(都市・まちづくり課) 2

警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課) 2

平成30年度定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に関する報告に添えて提出した意見

に対する方針(監査委員事務局) 4

告 示

長野県告示第125号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成31年3月13日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

平成31年3月25日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	みなみ信州農業協同組合本所	飯田市鼎東鼎281	飯田市鼎東鼎281 みなみ信州農業協同組合本所
旧	みなみ信州農業協同組合本所	飯田市北方3852-22	飯田市北方3852-22 みなみ信州農業協同組合本所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	みなみ信州農業協同組合鼎支所	飯田市鼎上山2647-1	飯田市鼎上山2647-1 みなみ信州農業協同組合鼎支所
旧	みなみ信州農業協同組合鼎支所	飯田市鼎中平2009	飯田市鼎中平2009 みなみ信州農業協同組合鼎支所

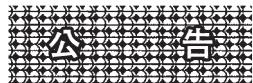
	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	みなみ信州農業協同組合松川支所	下伊那郡松川町元大島3826-4	下伊那郡松川町元大島3826-4 みなみ信州農業協同組合松川支所
旧	みなみ信州農業協同組合松川支所	下伊那郡松川町元大島3826-1	下伊那郡松川町元大島3826-1 みなみ信州農業協同組合松川支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	みなみ信州農業協同組合下久堅支所	飯田市下久堅知久平984-1	飯田市下久堅知久平984-1 みなみ信州農業協同組合下久堅支所
旧	みなみ信州農業協同組合下久堅支所	飯田市下久堅1082	飯田市下久堅1082 みなみ信州農業協同組合下久堅支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	みなみ信州農業協同組合喬木支所	下伊那郡喬木村1301-1	下伊那郡喬木村1301-1 みなみ信州農業協同組合喬木支所
旧	みなみ信州農業協同組合喬木支所	下伊那郡喬木村6686	下伊那郡喬木村6686 みなみ信州農業協同組合喬木支所

会計課

都市・まちづくり課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成31年3月25日

長野県知事 阿部 守一

1 随意契約に係る役務の名称

長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県企画振興部情報政策課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年2月4日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

N E C フィールディング株式会社北関東支社長野支店

(2) 所在地

長野市南石堂町1293番地

5 随意契約に係る契約金額

40,992,720円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項
第8号該当

情報政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成31年3月25日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊那都市計画道路事業 3・4・6号竜東線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

伊那建設事務所（伊那市荒井3497）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成31年3月25日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（2級）	平成31年7月6日（土）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分及び科目

区分	科目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関する事項 (3) 車両等の誘導に関する事項 (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。
実技試験	(1) 車両等の誘導に関する事項 (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

（注） 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30名

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(2) 電話1本につき1人の受付とします。

(3) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

平成31年5月8日（水）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとす